

奈良県告示第三百十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県中和土木事務所長から報告があつた。

平成二十八年三月十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 指定の場所（平成二十八年二月二十三日現在の地番による。）

桜井市大字外山三〇一番一の一部

二 申請者氏名 東田好史

三 申請者住所 桜井市大字外山七九六番地

四 道路の幅員 八・〇〇メートル

五 道路の延長 六・〇〇メートル

六 指定年月日 平成二十八年二月二十九日

七 指定番号 中土第二七〇五号